

令和5年度
県知事要望

令和4年10月

松江市

政 第 1 7 0 号

令和 4 年 1 0 月 2 6 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

松江市長 上 定 昭 仁

令和 5 年度 県知事要望につきまして

平素より、松江市政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市は、中海・宍道湖・大山圏域の中核都市として、島根県ならびに山陰をリードすべく、地方創生のための取組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

人口減少、少子高齢化などの難しい課題が山積し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域経済は厳しい局面にありますが、島根県との緊密な連携によって乗り越えられるものと確信しております。

つきましては、本市が、島根県に連携・協力をお願いしたい重点事項を要望させていただきますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望事項一覧

| 番号 | 項 目 | 頁 | 区分 |
|----|-------------------------------------|----|----|
| 1 | 地方創生の実現に向けた県と市の連携について | 1 | 継続 |
| 2 | 中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について | 2 | 継続 |
| 3 | 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について | 4 | 継続 |
| 4 | 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について | 5 | 継続 |
| 5 | 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について | 6 | 継続 |
| 6 | 観光誘客対策の実施について | 8 | 継続 |
| 7 | 文化行政の推進について | 10 | 新規 |
| 8 | 松江城の世界文化遺産登録に向けた取り組みへの協力について | 11 | 継続 |
| 9 | 共同設置保健所の専門職人材の育成について | 12 | 継続 |
| 10 | 再生可能エネルギー機器等導入支援の拡充について | 13 | 新規 |
| 11 | 小中学校における少人数学級編制の推進及び教職員定数の確実な配置について | 14 | 継続 |
| 12 | 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について | 15 | 継続 |
| 13 | 高速道路網の早期整備について | 16 | 継続 |
| 14 | 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について | 17 | 継続 |
| 15 | 都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について | 18 | 継続 |

1. 地方創生の実現に向けた県と市の連携について

【要望事項】

1. 長引くコロナ禍における地域経済の停滞に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを進めるため、支援制度の創設に際してのきめ細かな情報共有など、県市の更なる連携を要望します。
2. 企業が拠点の地方移転に取り組む機運が高まる中、県市が一体となって、そのニーズを取り込むための方策を検討することを要望します。併せて、政府機関の地方移転についても、共に政府に働きかけることを要望します。
3. 高速道路、新幹線ネットワークや、自動運転技術を活用した新たな交通手段など、生活に欠かせない社会インフラ整備の推進について、隣県や関係市町村との連携に基づき、政府に対して働きかけることを要望します。
4. 島根・鳥取両県の中核である中海・宍道湖・大山圏域における経済の活性化は、両県発展のために不可欠であり、圏域の取り組みを鳥取県と共に推進されることを要望します。

【要望背景】

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大による活動制限とウクライナ危機による原油価格・物価高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしており、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、地域の実情に応じた支援策を早急に講じる必要があります。コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の回復と持続可能なまちづくりのため、各種支援制度の創設にかかるきめ細やかな連携が必要と考えます。
2. コロナ禍においてテレワークが注目され、地方移住への関心が高まっていますが、本市の令和3年度における人口動態は343人の社会減となっており、県外への流出が続いています。本市では、自然景観、歴史的まちなみ、伝統文化、プロスポーツなどの魅力に着目して「ワーケーション」をPRしていますが、移住・定住へとつなげるためには県との連携が不可欠です。また、政府機関等の地方移転についても、県市が連携して政府に働きかけることが必要です。
3. 人口減少対策、地方創生の実現、大規模災害時の代替機能確保などのため、高速道路や新幹線ネットワークの早期整備が求められます。ハード整備のみならず、制度改革、規制緩和などソフト面での対策にも取り組む必要があります。
4. 本市は、島根・鳥取両県内の4市とともに「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を組織し、広域的な施策を展開しています。この圏域が両県の人口の受け皿となり、さらなる発展を遂げるためには、圏域内の物流・人流の効率化や圏域外からのアクセス向上のためのハード整備などが必要となります。今後、両県並びに圏域5市が連携し、圏域の在り方について検討を図ることが肝要です。

2. 中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について

【要望事項】

1. 中心市街地の再生を進めるため、令和3年度に策定した「中心市街地エリアビジョン」に基づき、官民が連携して取り組むにあたり、次のとおり要望します。
 - (1) 松江駅周辺の再整備において、「広場機能」の再配置や「歩きたくなる空間」の創出のため、駅前広場を所有する県として「松江駅前整備意見交換会」に参画されること。
 - (2) 松江城周辺のまちづくりの中核となる「大手前駐車場の交流広場化」について、県民会館や県庁舎などを一体のエリアと捉えて検討を進めるために議論の場を設ける際には参画されること。
2. 大橋川の改修及び関連事業の早期完成に向けて、次のとおり要望します。
 - (1) 白潟地区のまちづくりを進めるうえで重要な道路と位置づけられる「都市計画道路・末次本町雑賀本町線」について、速やかに事業に着手すること。
 - (2) 緊急輸送道路である新大橋について、耐震基準を満たしていないため、早期に架け替え工事に着手するとともに、地域住民に工事の進捗状況を情報提供すること。
 - (3) 市街地の内水対策について、大橋川改修の工程や本市の都市整備事業等との整合を図って事業を進めること。特に、四十間堀川放水路の整備は、市庁舎建て替え工事に大きな影響があること、「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」における水辺空間の整備方針との調整が必要であることから、十分に事前協議を行うこと。
 - (4) 大橋川沿岸の水辺の公共空間について、中心市街地のまちづくりや賑わい創出に向けて、伊勢宮港湾緑地のさらなる利活用を推進するため支援・協力すること。

【要望背景】

1. 官民が連携し中心市街地に賑わいを創造するためには、今後のまちづくりの目標となる将来像について、市民と行政が共有することが不可欠です。

そのため、中心市街地活性化協議会での議論や市民参加によるワークショップを行い、令和4年3月に、「車中心から人中心のまちなかへ」をコンセプトに掲げた「中心市街地エリアビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、JR松江駅から松江城に至るエリア（いわゆる「L字ライン」）に賑わいの導線をつくり、「歴史・文化・水辺を活かす6つの交流ゾーン」を設定しています。

このうち「松江駅周辺ゾーン」では、多くの来訪者が集い憩える「松江の玄関」となるよう、南北駅前広場の機能の再配置や、駅前から歩きたくなる空間・店舗の繋がり創出に向けて、広場を管理する県やJR等の地権者との連携が必要です。

また、「松江城周辺ゾーン」では、「大手前駐車場の交流広場化」の検討を進めるため、県道や周辺施設の管理者である県の支援・協力が必要となります。

2. 大橋川改修は、本川の改修に加えて、新大橋の架け替えを含めまちづくりを伴う一大事業であり、地域住民の生活に影響が生じることなどから、国・県・市の連携が重要となります。

大橋川上流の拡幅部となる白潟地区においては、①ひとづくりと拠点整備と市街地で増加している空き家や空き地による空洞化対策、②まちあるき観光客の誘導、③水辺や都市空間と調和した落ち着いた落ち着きのあるまちなみの形成を目指して、都市再生整備計画を策定し、令和2年度からの10年間を計画期間（2期分）として、水辺のにぎわい拠点整備、道路の美装化、電線類地中化、まちなみと調和した住宅の新築改修の支援に取り組んでいます。

また、都市計画道路「末次本町雑賀本町線」については、昨年度実施した歩道の利活用に関する社会実験を踏まえて、道路整備の方向性を住民と共有したところであり、一日も早い事業着手が望まれます。

さらに、水辺空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するため、国の登録を受けた「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」に基づき、安全に水辺を楽しめるための護岸整備や、千鳥南公園を市民の利用しやすい公園とするための再整備を計画しています。県事業の実施にあたっては、松江市庁舎整備事業などの関連事業との事前調整が十全に行われることを要望します。

県有地である伊勢宮港湾緑地については、背後の市街地と連携して賑わいの創出が期待されるエリアであり、民間団体から活用の要望が出ています。民間のスピード感や企画力を十分に活かせるよう、引き続き占用基準の緩和などを通じて、水辺の利活用を推進する必要があります。

3. 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について

【要望事項】

原子力発電施設等立地地域の振興を実現するため、特別措置法の制度拡充について、国への要請を要望します。

【要望背景】

平成 14 年 3 月に策定された「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の 3 つの基本目標である「広域ネットワークの基盤の形成」「産業の振興」「都市・生活環境基盤の形成」については、いずれもまだ道半ばであり、目標の実現に向けて取り組みを推進する必要があります。

特に福島第一原子力発電所事故を受け、原子力発電所の稼働（再稼働・運転延長を含む）にあたって、従前以上に立地地域の住民をはじめとする関係者の理解と協力が求められるところ、原子力防災対策強化のための社会基盤整備（例：避難等に不可欠な道路の整備・改良、輸送手段の確保）を着実に実施するため、本特別措置法の対象事業拡大や補助率の嵩上げなどの制度拡充が必要となっています。

4. 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について

【要望事項】

自衛隊美保飛行場をベースとする自衛隊機の訓練飛行空域に、松江市八束町のほぼ全域が含まれています。本市も基地等所在地である境港市、米子市と同等に、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」への指定並びに、地域の実情に合わせた「民生安定事業」の助成対象の拡大について要望しており、県においても、現行制度の積極的な見直しについて、国に対し要請することを要望します。

【要望背景】

昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保飛行場に配備されて以来、大型輸送機パイロット育成のための訓練飛行空域に、本市八束町のほぼ全域が含まれています。

C-2 型輸送機の導入に際して、平成 24 年 6 月に本市から防衛省に対して「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について（要望）」を要望しましたが、現行制度上、「特定防衛施設関連市町村」への指定は困難である旨の回答を受けています。

一方、令和 2 年度に、航空自衛隊 C-2 型輸送機 10 機、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプター（CH-47JA）2 機が、さらに令和 3 年度には、空中給油・輸送機（KC-46A）2 機が追加配備されました。

5. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

【要望事項】

1. 松江市民の安心・安全の確保のため、国に対し下記のとおり要請するよう要望します。
 - (1) 原子力発電所における使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分については、従来より積極的な問題解決を要望しているが、住民の不安払拭や島根原子力発電所1号機の廃止措置の円滑化のため、国主導により早期に発電所敷地外に搬出されるよう、早急に取り組むこと。
 - (2) 原子力災害対応は国が主導的な役割を担うことから、県市が実施している原子力災害対策の実効性向上の取り組みに対して、最大限の支援を行うこと。また、地震や津波との複合災害など不測の事態において、実動組織から円滑な支援が得られるよう関係機関との連携を強化すること。
 - (3) 発電所周辺住民の円滑な避難には、近隣地域や避難先の地域住民の理解と適切な行動が重要であるため、放射線被ばくのリスクを踏まえた段階的避難の考え方や屋内退避の有効性が広く理解され冷静な対処ができるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。
 - (4) 島根県中西部への避難道路となる山陰自動車道の早期開通を実現すること。
 - (5) 島根原子力発電所2号機及び3号機の適合性確認審査においては、市民の安心・安全を確保する観点から、設備面のみならず、組織体制、人員、手順、教育及び訓練といったソフト面の対応に関しても厳格な審査を行うとともに、審査結果を市及び市民に対して丁寧に説明すること。
 - (6) 国際情勢の緊迫化に鑑み、武力攻撃、テロに対する原子力発電所の防護対策について再検証し、その方針を明確化すること。また、自衛隊、海上保安庁、警察組織等の拡充・強化を図り、防護対策を推進すること。
2. 県においても、下記のとおり取り組みを実施されるよう要望します。
 - (1) 原子力災害対策の実効性の向上に引き続き取り組むこと。また、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、段階的な避難などのルールについて県民の理解を促進するとともに、避難先自治体との連携を密に図るなど、原子力防災体制の充実・強化に取り組むこと。
 - (2) 避難手段や要配慮者の避難誘導體制の確保など、本市だけでは対応できない課題の解決に努めること。
 - (3) 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬局での配布を含め、原子力災害医療を所管する県において取り組むこと。
 - (4) 原子力災害時の避難道路となる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に実施すること。
 - (5) 原子力災害時には、自家用車での避難が想定されるため、避難退域時検査も踏まえた避難時間の推計を改めて行い、島根県警等関係機関と協力して、避難経路の渋滞緩和対策を講じること。

- (6) 避難退域時検査については、要員の確保や資機材などの充実化を図るとともに、要員の訓練や研修を定期的に行い、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れるよう努めること。
- (7) 避難時において、食料・飲料水、給油、救護、トイレ等の住民に対する支援が実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積と支援の体制などを具体化すること。

【要望背景】

住民の安心・安全を確保したうえで、島根原子力発電所1号機の円滑な廃止措置を進めるために、使用済燃料や放射性廃棄物が早期に発電所敷地外に搬出することが望まれ、処理・処分に関する問題の解決について、国に対して求め続けることが重要となります。

昨今の国際情勢の緊迫化から、市民には原子力発電所に対する武力攻撃への不安が高まっており、国において、現行の原子炉等規制法に基づく対策や国民保護法に基づく対処方針の内容について検証し、必要な措置を検討してもらわなければなりません。

また、発電所に近い住民の避難を円滑に進めるためには、周辺自治体や避難先自治体と緊密な連携を図り、その理解と協力が得ることが重要です。

安定ヨウ素剤については、薬局での事前配布が検討されているところ、当該配布にかかる市民の負担軽減や、副作用が生じた場合の医療救護体制の確保も求められます。

複合災害も想定し、避難道路(歩道を含む)の整備や橋梁の耐震化などについても、早急に実施することが必要です。

市民の避難先として、島根県中西部、広島県東部、岡山県西部を指定していますが、自家用車での避難が想定される中で、当該地域への有効な避難経路となるべき山陰自動車道、尾道松江線はもとより、国道9号及び国道54号などにおいて、かなりの交通渋滞が発生することが予想されます。については、避難退域時検査による渋滞等も想定した「避難時間推計」を改めて実施するなどして、島根県警などの協力のもと、避難経路の渋滞緩和対策を充実・強化することが重要となります。

島根県の広域避難計画では、避難ルート付近に支援ポイントを設定することなどが定められています。自家用車で避難する際の燃料の確保など、支援ポイントの役割やその設定場所について、具体的な検討を進めることが必要です。

【参考資料】道路位置図（末尾に添付）

6. 観光誘客対策の実施について

【要望事項】

1. 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で、観光客数が落ち込み、観光業は厳しい業況となっています。現状から早期に脱却し、観光需要をV字回復させるために、次のとおり要望します。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、国との連携のもと、観光回復キャンペーンなど効果的な施策を実施・継続すること。
 - (2) 観光需要の早期回復を図るために、市町村が地域の特性に応じた独自の施策を実施する際に、島根県との連動・協調を可能にするなど、より効果的な施策が展開できるよう市町村との連携を強化すること。
2. コロナ禍収束後を見据えた、地域経済の活性化を図るために、観光誘客対策の強化について、次のとおり要望します。
 - (1) 島根県のブランド力向上を目指し、「国宝松江城」「茶の湯文化」「水の都松江」「ご縁」をはじめ、県内の豊富な歴史・文化資源を連動させた観光プロモーションを実施すること。
 - (2) 首都圏はもとより、JR 西日本「トワイライトエクスプレス瑞風」や「WESTEXPRESS 銀河」が運行する関西圏や、FDA 就航地へのプロモーションを強化すること。特に FDA 就航地は「ローカル TO ローカル」の重要路線であることから、21 世紀出雲空港整備利用促進協議会や市町村との連携を図った、効果的なプロモーション、商品開発、冬季（閑散期）対策に取り組むこと。
 - (3) 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025」に基づき、大山隠岐国立公園を有する鳥取県や岡山県との連携や、県内自治体間の調整を行い、国立公園への観光誘客を図ること。
 - (4) 観光入込客数や宿泊客数が大幅に減少する閑散期の対策は、通年での観光需要の平準化のため重要であることから、冬季のみならず、年度当初から対策を講じること。
 - (5) 島根県の豊かな自然景観や歴史・文化を活かした、サイクリングによる周遊促進を図るため、自転車道を整備し安全にサイクリング観光を楽しめる環境をつくること。
3. 国が 2030 年に向け、訪日外国人旅行者数 6,000 万人を堅持して反転攻勢を目指す中、インバウンド対策を強化するため、次のとおり要望します。
 - (1) インバウンド再開時の需要取り込みに乗り遅れないよう、戦略的・継続的に情報発信を行い島根県の認知度向上を図るとともに、再開後は各種支援策を講じて迅速な誘客活動に取り組むこと。
 - (2) 出雲縁結び空港への国際航空路線の就航は、新型コロナウイルス感染症の収束後における地域経済の活性化の起爆剤となることが期待される。台湾等との国際航空路線の開設、さらには定期便化の実現に向け、継続して積極的な取り組みを図ること。

【要望背景】

1. 昨年（令和3年）の本市の観光動向を見ると、宿泊客数は対前年比1.8%減の113万人となり、依然としてコロナ禍前の実績の5割に満たない状況となっています。本市の基幹産業である観光業を早期に回復させ、地域経済の活性化を図るためにも、県市が一丸となって観光誘客対策を実施する必要があります。
2. 外国人観光客は、旅行の目的地を1つの都市に限らず、西日本や中国地方などの広域を対象とする傾向があることから、インバウンド対策は近隣県などとの連携を取りながら進めることが求められます。

コロナ禍以前は、地方空港への国際航空路線の開設・増便が活発化し、広島、岡山、米子など近隣の空港にも新規就航や増便が相次ぎ、中国地方を訪れる外国人観光客が増加しました。出雲縁結び空港の国際航空路線の就航は、コロナ禍収束後における地域経済の起爆剤となることが期待されます。

7. 文化行政の推進について

【要望事項】

文化行政の推進に係る財政支援について、次のとおり要望します。

- (1) 島根県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく、市町村や所有者等からの補助要望について、確実に予算措置すること。
- (2) 島根県文化財保存事業費補助金交付要綱を、平成 16 年度以前の制度に復旧を図ること。

【要望背景】

文化財の確実な保存にあたり、島根県は「島根県文化財保存活用大綱」の中で「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」という基本理念を定め、文化財所有者ならびに市町村に対して財政支援を行うこととしています。

しかしながら、近年、国庫補助に伴う県の随伴補助金が十分に配当されていないことから、国庫補助金の要望額を減額しなければならない状況となっています。令和 4 年度は、初めて県費単独の減額がなされ、国庫補助が内示されているにもかかわらず、県随伴補助金が削減されています。

さらに、平成 17 年の「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」の改正により、財政支援の対象が「文化財の保存又は修理」に限定され、「活用のための整備等」は除外されました。このため、重要文化財等の所有者から本市に対して、文化財等の適切な保存管理や活用に必要な資金的支援にかかる要望が寄せられており、重要文化財木幡家住宅や史跡松江藩主松平家墓所の整備を実施する中で課題となっています。

また、土地の開発や有効利用に際して必要となる埋蔵文化財の試掘調査について、本市が行う同調査のうち、島根県による林業専用道路開設事業、復旧治山事業など県事業の割合が 7.7%（令和 3 年度実績。令和 2 年度は 25.0%）を占めるにもかかわらず、県の財政支援がないことから、本市の財政及び人的負担が大きくなっており、本市や民間事業者が実施する開発事業等の遅延につながっています。

8. 松江城の世界文化遺産登録に向けた取り組みへの協力について

【要望事項】

松江城の世界文化遺産登録に向けた取り組みに対する支援と協力を要望します。

【要望背景】

本市は、平成 28 年 5 月に「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会」に参加し、国宝 天守を有する長野県松本市及び愛知県犬山市とともに、世界文化遺産に登録済の姫路城、暫定一覧表に登載中の彦根城を含む国宝 5 城の天守を、「近世城郭の天守群」として世界文化遺産に登録することを目指しています。

同準備会では、暫定一覧表への登載を当面の目標として、日本イコモス国内委員会の西村幸夫元委員長などの専門家をメンバーとするワーキンググループを設置して、その指導・助言のもとで近世城郭の天守群が有する「顕著な普遍的価値」を証明するための共同研究や「資産説明書」の原案作りなどを進めています。

令和 3 年 3 月 30 日に開催された文化審議会での「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」に関する第一次答申を踏まえれば、近々暫定一覧表の見直しが行われる見込みであり、令和 4 年 6 月に松江・松本・犬山の 3 市長による対面協議を初めて行うなど、同準備会としてこの機を逃さぬよう取り組みを強化しているところです。

9. 共同設置保健所の専門職人材の育成について

【要望事項】

松江保健所に従事する専門職人材を育成するため、松江保健所から島根県健康福祉部や近隣保健所等へ、同じく、近隣保健所や島根県の関係部局から松江保健所へ、専門職員を派遣する研修派遣制度について、縣市連携・協力の下で構築することを要望します。

【要望背景】

保健所では、感染症対策ほか多岐に亘る専門的な業務について、獣医師、薬剤師、食品衛生監視員などの専門職が中心となり担当・従事しています。

感染症の流行など、健康危機管理上（注）の有事に備えて、予め経験を積んだ専門職を十分に確保し、危機管理体制を整えておく必要があります。

そのため、効果的な研修を実施するとともに、実務を経験する機会を確保するなど、計画的に専門職人材の育成に取り組まなければなりません。

とりわけ、各種申請や届け出等の件数が島根県内最多である松江保健所では、専門職人材の育成が急務であるとともに、県内各機関に配置されている専門職が実務経験を積む OJT の場として有効と考えられます。他方、島根県は健康福祉部をはじめ、近隣保健所、保健環境科学研究所、食肉衛生検査所など、知識豊富な専門職が配置される多様な職場を有しています。

こうした状況を踏まえて、今後縣市の連携により、各機関の有する特性を生かしながら、相互にメリットのある効果的な人材交流や人材育成の仕組みを構築することが肝要と考えています。

（注）健康危機管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務」のことを言う。（厚労省「健康危機管理基本指針」引用）

10. 再生可能エネルギー機器等導入支援の拡充について

【要望事項】

「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指して、再生可能エネルギーの普及を促進するため、再生可能エネルギー機器等の導入支援を継続するとともに、なかでも市民の導入意欲の強い蓄電池設備については、ニーズに応じた支援の強化を要望します。

【要望背景】

県市が連携した補助制度の活用により、太陽光発電設備は平成15年度から令和3年度までの19年間で、合計2,501件が設置されました。

一方、蓄電池設備の設置補助を平成29年度から実施したところ、環境への配慮の観点と同時に、災害時の備えとしても注目されたこと等により、平成29年度13件、平成30年度17件、令和元年度19件、令和2年度24件、令和3年度28件、令和4年度（9月30日現在）125件と、特に近時の支援件数が顕著に増加しております。

カーボンニュートラルの実現と、市民が安心して安全に暮らせる社会の構築を念頭に、再生可能エネルギーの導入と蓄電池設備の普及を促進するため、市民ニーズに応じた支援策を講じていく必要があります。

11. 小中学校における少人数学級編制の推進及び教職員定数の確実な配置について

【要望事項】

1. 児童・生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行うとともに、教職員における「働き方改革」を進めるため、小中学校のすべての学年における少人数学級編制を実現すべく、国に対して法改正を働きかけるなど積極的な取り組みを要望します。
2. 教員不足の原因を捉え、それを踏まえて抜本的な対策を早急に実施し、教職員定数を確実に配置するよう要望します。

【要望背景】

1. 島根県では、小学校第1学年から中学校第3学年までの少人数学級編制が平成28年度に完全実施となり、小学校第1学年及び第2学年は30人学級編制、小学校第3学年から中学校第3学年までは35人学級編制となり、国の基準より5人（小学校第2学年は10人）少ない人数での学級編制が可能となりました。少人数学級編制により、教職員の目が児童・生徒一人一人に行き届ききめ細かな指導ができたことで、学力向上への取り組みが充実し、いじめ・不登校等問題行動の未然防止につながったものと考えています。

その後、令和3年度に島根県において本制度が見直され、小学校第3～6学年の編制基準は35人のまま維持された一方で、小学校第2学年は30人から32人に、中学校第2・3学年は35人から38人に引き上げられ、児童・生徒に対するきめ細かな指導が困難になるとともに、教職員の業務量が増大し「働き方改革」に逆行するものと危惧しています。また、1学級当たりの児童・生徒数の増加は、児童・生徒の感染症対策を講じるうえで影響が生じるものと考えております。

2. 教職員の定数配置は、児童・生徒の学びの保障、活力ある学校運営、教職員の「働き方改革」など、学校教育を支える基盤と言えます。

しかしながら、令和4年4月1日現在、定数配置が行われていない学校は4校あり5名の欠員が生じており、常勤講師が配置できず、緊急対応非常勤講師の配置となっている学校が28校、人数にして44名にのぼっています。また、年度途中に生じた欠員に係る代替職員の確保も極めて困難な状況です。

こうした教育環境において、児童・生徒は学びの機会を損なうこととなり、また非常勤講師は学級担任や校務分掌ができないため他の常勤教員に負担が生じるなど、学校運営に支障をきたす状況に至っています。

12. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について

【要望事項】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備について、「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、岡山県や鳥取県等と県レベルでの連携を図るとともに、国への要望活動を主導することを要望します。

【要望背景】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和 48 年に「基本計画路線」とすることが閣議決定されましたが、その後半世紀近くにわたり何ら進展が見られません。

一方で、当該閣議決定のわずか 2 年後の昭和 50 年に山陽新幹線が、日本海側では、昭和 57 年に上越地方、平成 9 年に北陸地方において新幹線が開通し、また、平成 27 年には北陸新幹線が金沢まで延伸するなどして、地域経済に大きな波及効果をもたらしています。

全国的な課題である人口減少・少子高齢化、並びに東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、また大規模災害に備えたりダンダンシー確保の観点から、「地方創生」や「国土強靱化」に直結する新幹線ネットワークの整備の推進が望まれます。

国においては、平成 29 年度から「山陰新幹線」や「中国横断新幹線（伯備新幹線）」など全国の基本計画路線を対象とする「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」を行っています。この調査終了後、基本計画路線から整備計画路線への「格上げ」の議論が始まり、現在整備中の「北陸新幹線金沢－敦賀間」及び「九州新幹線武雄温泉－長崎間」の開業を待って、半世紀ぶりの「格上げ」が見込まれます。

「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の終点地である中海・宍道湖・大山圏域では、令和元年 5 月に圏域の自治体や議会、経済団体で構成する「中国横断新幹線（伯備新幹線）中海・宍道湖・大山圏域整備推進会議」を設立し、その整備促進に向けた活動に取り組んでいるところです。

また、「島根創生計画」には、「山陰新幹線・伯備新幹線の整備に向けて、並行在来線の地元移管への対応や建設費の地元負担の分担などの課題について関係者との調整を進めながら、関係県と連携して国に働きかける」旨明記されています。

13. 高速道路網の早期整備について

【要望事項】

1. 山陰道の早期全線開通に向けた財源措置が確実になされるよう、国に要望することを要望します。
2. 高速道路の暫定2車線区間について、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置付けられた優先整備区間の4車線化が早期に事業化されるよう、県においても国等に要望するよう要望します。
3. 「境港出雲道路」について、国と調整のうえ、早期に全線の整備方針を明確にし、事業を推進することを要望します。また「一般国道431号 松江北道路」事業については、早期完成を目指し、十分な予算を確保するよう要望します。

【要望背景】

1. 山陰道は、中国やまなみ街道（尾道松江線）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道との接続によって高速道路ネットワークを構成し、圏域を越えた連携・交流による産業・観光の振興など、活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として必要不可欠な路線です。
2. 山陰道の大部分を占める暫定2車線区間については、対面通行による安全性の低下、事故発生時や大雪時に渋滞や通行止めが発生しやすいなど、本来高速道路が有する安全性・信頼性に課題があり、早期の4車線化が必要な状況にあります。
3. 高規格道路である「境港出雲道路」は、中海・宍道湖・大山圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を構成し、広域観光・企業誘致・物流などの基幹ルートであり、地域の経済振興や活性化に大きく寄与する道路となります。また、その一部である松江北道路は、市街地の渋滞緩和や災害時の避難路としての役割も期待されており、早期の完成が望まれます。

14. 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について

【要望事項】

1. 「松江市街地治水計画」に基づき、朝酌川ほか中小河川の改修について、事業進捗を図るよう要望します。加えて、これまでに幾度となく床上・床下浸水の被害を受けている地盤の低い黒田・春日町地域の被害を軽減するため、河川改修のさらなる推進を要望します。
2. 浸水被害を未然に防ぐためにも、引き続き、県管理河川における樹木伐採、堆積土砂撤去などの維持管理の充実化を要望します。
3. 土砂災害危険箇所の多い松江市の現状を鑑み、同災害を未然に防止するため、砂防関係事業の予算を確保し、ハード整備を推進するよう要望します。

【要望背景】

1. 近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、短時間に住宅浸水や土砂災害による深刻な被害が発生しています。本市においても、平成29年7月や令和3年7月・8月の豪雨により、市街地中心部の河川・水路が氾濫し、道路の冠水による車両の水没や家屋の浸水被害が発生しました。特に市街地の住宅密集地においては、大橋川改修に合わせた河川の改修等に加えて、地域特性に即した内水対策が重要となります。
2. 浸水被害の原因の1つとして、急峻な地勢や曲線形のある中小河川においては、堆積土砂が滞留し、正常な河川の水流を阻害していることが挙げられます。このような河道において集中豪雨による急激な水位上昇が起これば、堤防の決壊などにより沿川住宅地への甚大な被害が生じかねないことから、堆積土砂の撤去など適切な維持管理が必要です。
本市では、平成29年9月の台風第18号、平成30年9月の台風24号、並びに令和3年7月4～13日の梅雨前線豪雨によって、県管理河川の意宇川において避難判断水位を超えたため、周辺地域住民に避難指示を発令する事態に至りました。
3. 本市には2,298箇所の土砂災害危険箇所があり、うち780箇所において対策が必要な箇所（要対策箇所）として整備を進められておりますが、令和3年度末時点の要対策箇所の整備率は17%（島根県平均19%）に留まっております。なお、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定にあたり、自治会等に対して実施した説明会において、ハード整備を期待する意見が多数寄せられています。

15. 都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について

【要望事項】

市民が安心して安全に生活できる、持続可能なまちづくりを進めるため、別冊に掲げる「土木・農林水産ハード関連施策」について、その実行に向けた支援を要望します。

【要望背景】

1. 東日本大震災以降、大規模災害時における高速道路ネットワークの重要性が再認識されていますが、熊本地震のような大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくない状況です。現に平成30年4月9日には、島根県西部で最大震度5強の地震が発生しており、幹線道路網の整備や橋りょうの耐震化など、道路の防災・震災対策は急務となっています。
また、近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、短時間に住宅浸水や土砂災害による深刻な被害が発生しています。本市においても、昨年7月・8月の集中豪雨により住宅浸水や土砂災害が発生し甚大な被害をもたらしており、治水・治山対策や土砂災害対策などをより一層推進する必要があります。
2. 農林水産業に関しては、安全で安心できる食料の提供や、洪水調整・土砂の流出防止・水源涵養など、多面的機能の維持が重要と認識しています。
また、生産の場である水田、畑、山、海、湖などは、市民生活に憩いや癒しを与える場であるとともに、環境保全に大きく寄与しています。
こうした豊かな農林水産物とそれらを育む農山漁村地域を守るため、農林水産関連施設の基盤整備・強化に取り組む必要があります。